

◆居宅介護支援事業所◆

営業日及び営業時間

- (1) 営業日 通常月曜日から金曜日までとする。但し、国民の休日、12月29日から1月3日は除く
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時まで

ケアサービスの提供方法、内容

居宅介護支援事業の内容は次の通りとし、指定居宅介護支援事業を提供した場合の利用額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 事務所
- (2) 使用する課題分析表の種類 居宅サービスガイドライン
- (3) サービス担当者会議等の開催 更新申請、区分変更認定の際、サービス担当者会議、もしくは照会を行います。
- (4) サービス担当者会議の場所 相談室
- (5) 介護支援専門員の居宅訪問 必要に応じて訪問。但し、1ヶ月に1回は必ず訪問します。
- (6) モニタリング等の実施 最低1ヶ月に1回は心身の状態に応じたサービスの見直しを行います。

利用料及びその他の費用

- (1) 法定代理受領が出来る場合
要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので、自己負担はありません。
- (2) 法定代理受領が出来ない方
保険料滞納により、法定代理受領が出来なくなった場合、1ヶ月につき下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、お住まいの地域の介護保険課窓口に出しますと全額払い戻しを受けられます。

居宅介護支援費

要介護1・2	1000単位/月
要介護3・4・5	1300単位/月
要支援1・2	412単位/月

(3) 通常の事業の実施区域

通常の事業の実施区域は豊岡市(但東町は除く)とする。

※交通費について通常事業の実施地域以外の場合については、以下の額を徴収する。

1kmにつき 50円 タクシーを利用した場合は実費負担